

楽しく学べる成年後見制度落語

■第1部：成年後見落語「後見爺さん」

ある女性が認知症になり、親族が近所の司法書士に相談に行く物語。ところがこの司法書士は、仕事よりも趣味のそば打ちが生きがいという風変わりな人。やっとの思いで相談に乗ってもらおうと、成年後見制度の利用を勧められてひと安心。ところが…。

成年後見に興味を持ってもらうための導入として、制度をかみ砕いてわかりやすく説明いたします。

■第2部：講演「成年後見制度の基礎知識」

成年後見とは？

お歳を召すと誰でも脳の機能が低下してきます。

これは誰にでも起こることですが、認知症はちょっとそれとは違います。例をあげると、ある75歳のご高齢の女性。通帳を何度もなくしちゃう。しまった場所をすっかり忘れちゃって、息子さんが来ると「お前がとったんだろー！」となってしまう。記憶の抜け方が普通じゃないんですね。



成年後見制度とは、こんな風に認知症や知的障害、精神障害などによって、自分で判断することが難しくなってしまった人を守るための制度です。本人に代わって、後見人が資産の管理や契約の判断をするという権限が法的に与えられるという制度なんですね。あくまでも本人のためというのが、成年後見制度のポイントです。成年後見をする人のために使ってはいけないというのが特徴なんですね。

* * *

成年後見の種類



法廷後見には大きく分けて「任意後見」と「法廷後見」の2種類があります。

任意後見とは、もしもの時のために備えて、事前に自分で後見人を決めておくものです。

「自分ももしかすると認知症になっちゃうかもしれないな。」と思った時には、後見人を頼みたい人と「お前が任意後見人としてやる仕事は、預金の管理とあれとこれ。」とか、「報酬は月いくらやるよ。」という約束をしておくんですね。成年後見人について事前に自分で決めておく「予約」のようなものです。

一方、法廷後見とは、認知症になってしまって、「もはや契約書なんか交わせない」という状態になった時に使う制度ですね。転ばぬ先の杖が任意後見であれば、転んじゃった後に、ご本人の権利を守るために手を打ちましょうというのが法廷後見です。

* * *

成年後見を利用するためにはどうしたらいいの？

法廷後見の場合は、かなり手間がかかります。

法廷後見は、本人もしくは、4親等以内の人が家庭裁判所で申し立てをすることが出発点です。申し立てにあたって一番の肝となるのが「後見制度専用の診断書」です。この診断書がなぜ大事なのかというと、判断能力の落ち方の証拠として裁判所が判断基準に使うからです。この診断書と後見人申請書がそろったら、裁判所の後見係に電話をして、面談の予約を入れ、面談を行います。

* * *

その他、

- ・面談の詳しい内容（面接に誰が行くべきか？何を聞かれるのか？etc…）
- ・後見人になれる人
- ・成年後見制度申請にかかる費用
- ・後見人の報酬
- ・後見制度支援信託 など、「成年後見制度の基礎」について、笑いを交えながらお話しします。